

URL <https://kenren.miyagi.coop/>

県連速報

発信元
宮城県生活協同組合連合会
責任者 石川 宣子
TEL 022-276-5162
FAX 022-276-5160
2025.11.14
第731号
(2025年度:20号)

「宮城県消費者施策推進基本計画(第5期)中間案」「宮城県教育推進計画(第3期)中間案」および「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画(中間案)」に対する意見書を提出しました。

国民の高齢化や急速なデジタル化など、私たち消費者を取り巻く環境は驚くべき速さで変化しています。国では、2004年(平成16年)に「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念とした、消費者政策の基本となる「消費者基本法」制定されました。

これを受け、宮城県では、2006年(平成18年)に「消費生活条例」を施行、この条例に基づき、消費者施策の推進に関する基本的な計画である「宮城県消費者施策推進基本計画」を策定し、また2016年(平成28年)消費者教育に関する分野の計画として「宮城県消費者教育推進計画」を策定しています。この2つの計画は、5年ごとに見直し、策定され、現在、2026年度(令和8年度)からの新しい5ヶ年計画を現在策定中です。

また、仙台市では、同様に2006年(平成18年)に「仙台市消費生活基本計画」を策定し、現在、2026年度(令和8年度)からの新しい「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」を現在策定中です。

近年、デジタル化やグローバル化の進展、高齢化・多様化、そして自然災害やパンデミックなどの社会的な危機を背景に、消費者トラブルは質的・量的に拡大し、ますます複雑化・多様化しているのが現状です。消費者行政の推進に当たっては、消費者団体が消費生活の実態に即し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて表明することが必要で、その活動は消費者行政の推進に当たり重要です。

宮城県生協連は、消費者の立場で消費者政策を考え、消費者団体の役割として「消費者が安全に安心して暮らせる社会」を目指すため、消費者の声を盛り込んだ計画になるよう、「宮城県消費者施策推進基本計画(第5期)中間案」「宮城県消費者教育推進計画(第3期)中間案」「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画(令和8年度~)中間案」に対し意見・要望を提出しました。

宮城県生協連と消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎは、11月13日(木)に宮城県環境生活部消費生活・文化課消費者行政班あてに、11月20日(木)に仙台市市民局生活安全安心部消費生活センターあてに、意見書(後掲)を提出しました。なお、添付しました意見書は、宮城県生協連会長理事名で提出したものです。消費者懇としても、同様の意見書を提出しました。

